

# 名古屋北部民商ニュース

## 国は消費税減税で物価高騰対策を

### 民商の仲間の立ち合いで「税務運営方針」を守らせよう

11月16日(水)Sさんの2回目の税務調査が行われました。1回目は、支部役員2名と事務局が立ち合い、今回は開始後、消費税税額控除否認の口実を与えないよう、資料開示のため別室に事務局員が移動して待機。

若い税務署員2人が、ふすまをピシッと閉め、テーブルの向いに座り、「〇〇の締めは何日で何日払いですか」など一つひとつ確認し、自主計算書の数字をひとつひとつ書き写していました。沈黙が続かなかで、Sさんは「こんな調子では、いつまでかかるかわからない」と不安になり、請求書の写真を撮らせてしまいました。しかし、2時間と指定していたので時間ぴったりに終わりました。Sさんは、「次々と聞かれてとても疲れてしまった」とぐったり。

18日に行われた支部役員会で報告すると、「写真を撮らせずに、そこでらえてどっしりと構えないとね」と役員からアドバイス。Sさんは、「はじめは、持ち帰りもコピーもダメ、書き写して行って、と言ったんですが、2人が無言で書きだしたので、思わず、請求書の写真を撮らせてしまった。次回は気持ちで負けないようにしたい」と発言。役員は「やはり、役員もなるべくたくさん参加して、本人を励まさないといけない。次回は私も立ち合うよ」と話していました。



11月18日(金)には、Mさんの2回目の税務調査。立ち合いの事務局員は、別室に待機していましたが、ふすまは開けたままで事務局員が何度も出入りして説明。署員は、仕事の内容や、息子さんとの仕事の関係など、Mさんの話を聞き、「前回、ご本人から、あらためて収支を出してもらったので、それにもとづいてこちらも結果を検討します。」と、3年間の調査で終了予定です。

### 年末調整実務の予定

給与や報酬などについて、源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納期限は以下の通りです。

- 納期の特例の承認を受けていない場合  
支払った月の翌月10日
- 納期の特例の承認を受けている場合  
1月～6月までの分・・・7月10日  
7月～12月までの分・・・翌年1月20日

<年末調整の実務> (会場：民商事務所)  
年内・・・12月23日・26日・27日  
年明け・・・1月5日・6日・10日・11日  
(以上の13時～16時)

- \*事前に、来所予約をお願いします。
- \*西区、守山区では、別会場でも行います。
- 日程、会場が決まり次第、追ってお知らせします。
- <持ち物>源泉徴収簿、扶、基・配・所、保、納付書など  
税務署から送ってきた書類一式・1年間の給与と預かった  
所得税のわかる書類、生命保険料控除・地震保険料控除な  
どの証明書、扶養家族の氏名、生年月日

### 愛商連青年部の「グランピング」に参加しませんか

愛商連青年部主催の年末交流企画として「グランピング」が開催されます。グランピングとは、ちょっと豪華なキャンプ。今はやりのキャンプ飯(チーズダッカルビ、ダッチオープン飯、スモアカップなど)が味わえます。小さなお子さん連れでも遊べるスペースもあります。



楽しく交流しながら、人脈を広げませんか。

日時 **12月18日(日)**  
11時～14時

場所 **サニーガーデン  
グランピングフロア1**  
千種区田代本通2-8-4

参加費 **ひとり 千円**